

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合せ内容	回答内容	記載日
自治体	補助金	4-1-1	システム改修は令和3年度ではなく、令和4年度に行ってもよろしいのでしょうか。システム改修にかかる補助金は令和3年度限定となるのでしょうか。	R4年度の予算要求は想定していません。可能な限りR3年度にて対応いただくようご協力のほどお願い申し上げます。	2020/12/25
自治体	補助金	4-1-2	国庫補助率及び補助金要綱について教えてください。 また、補助金の上限額についても教えてください。	国庫補助率は1/2となります。 補助金要綱は、難病に関しては感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の中の「難病特別対策推進事業」、小児慢性特定疾病については「小児慢性特定疾病対策国庫補助金」の事業の一つとしてそれぞれ追加しております。	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	補助金	4-1-3	指定難病と小児慢性の各業務システムを同一メーカーから一括導入しており、本件システム改修についても、難病・小慢一括して実施する予定です。 このような場合、国庫補助申請時には、システム改修費を難病分と小慢分に按分して申請することになるのでしょうか。	按分して国庫補助申請いただく方法でも、難病特別対策推進事業または小児慢性特定疾病対策国庫補助金のどちらかに一括して国庫補助申請いただく方法でもどちらでもかまいません。	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	回線	4-2-1	基幹系（番号利用事務系）端末から国が用意した『指定難病及び小児慢性データベース』のシステムに接続することを考えており、その場合国のシステム側のURL及びポート番号が必要になります。 これについて自治体側で把握することは可能でしょうか。	設計工程を終え確定しましたら、接続に必要な情報としてURL及びポート番号等を展開予定です。	2020/12/25
自治体	回線	4-2-2	国が用意するシステムはLGWANに閉じた（外部と接続しない）システムでしょうか。	指定医と指定医DBについては、インターネット回線を使ったIP-sec等で暗号化された接続、自治体と自治体DBについては、LGWAN→政府共通NW→厚労省統合NW→DBを想定しています。それぞれ別のDBに接続して利用いたします。	2020/12/25
自治体	指定医ID	4-3-1	指定医の指定は、都道府県、指定都市ごとに行っているが、A県の指定医がB県に転居した場合のオンライン登録（IDPASSの申請）は、改めて行うのか。	A県の指定医がB県に転居してもIDPWの再申請は不要です。 転居後に勤務先病院が変わる等、次期DB登録情報の更新が必要な場合には、次期DBの画面から指定医側の責任で更新して頂くことになります。	2020/12/25
自治体	指定医ID	4-3-2	指定医がDB上で初回のID登録をする際には、自治体から発行された指定医番号があれば足りるのでしょうか。自治体側で特段の対応（現在の指定医研修システムのようなID発行等）が必要になるのかを確認させてください。	指定医のID発行は指定医（医療機関）から自治体へ申請書を提出し、自治体から新システムにてID払出を行う流れを想定しております。自治体から指定医（医療機関）に対して、IDの通知、媒体（次期DB利用開始に当たって必要な電子データ群）の郵送をご対応頂くこととなります。	2021/2/5
自治体	アクセスキー	4-4-1	CSVデータ出力項目のうち「アクセスキー」とは、どのような情報入力を想定されているのでしょうか。	アクセスキーは臨個票等に新たに印字される情報になります。当該情報を新システムに入力することで担当自治体が登録され、自治体において指定医の登録した診断書情報データを閲覧すること、一次判定結果を確認することが可能となります。 複数疾病の申請者の場合、臨個票ごとに付番され、臨個票ごとにCSVデータを一行作成することになる想定です。	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	アクセスキー	4-4-2	申請者が持つてくるアクセスキー付き臨個票とデータベースに登録されている臨個票はどちらが優先されるか。	今回の開発では、申請者が持つてくるアクセスキー付き臨個票が正となり、データベースに登録されている臨個票は副となります。将来、追加開発を予定しており（現時点では令和7年度以降に追加開発分をリリース予定）、その追加開発以降はデータベースに登録されている臨個票を正とする想定です。	2020/12/25
自治体	アクセスキー	4-4-3	アクセスキー情報のみのデータについては事務フローのどこで利用する想定なのか。	患者からの申請情報を受取り、新システム内で（指定医が登録した）当該患者の臨個票意見書情報を取得する際にアクセスキー情報のみのデータを利用します。	2020/12/25
自治体	アクセスキー	4-4-4	アクセスキーは一件ごとに入力する必要があるのか。	アクセスキーは一件ごとに新システムの画面上に手入力して登録することもできますが、申請件数が多い場合などでは、認定事務システムからアクセスキーをまとめたCSVを出力し、新システムにアップロードすることで、一括でアクセスキーの登録ができる仕様を想定しています。	2020/12/25

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合せ内容	回答内容	記載日
自治体	アクセスキー	4-4-5	アクセスキーは、毎年の更新の都度変わるものになるのか。患者一人につき、一つのアクセスキーを付番するのか。また国システムに取り込みをした際に、本県で登録したアクセスキーと一致しなかった場合は、一致しなかった項目を特定し、明示することを国システムで対応いただけるのか。	アクセスキーは臨個票・意見書の発行毎に付番されます。新システムへの登録時にはアクセスキーの存在チェックを行い、存在しない場合にはエラー出力する想定です。エラー発生時のエラーメッセージ等は今後の設計工程の中で決定することとなります。	2021/1/19
自治体	アクセスキー	4-4-6	指定医から患者に交付されるアクセスキー付きの臨個票・意見書は、患者の基本情報とアクセスキーのみが記載されたようなものと想定しておりましたが、現行の臨個票・意見書にアクセスキーが追加されたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	2021/1/20
自治体	機械判定結果	4-5-1	指定医の入力チェック機能で「指定医の記載・入力不備」は改善されるのか。	指定医の入力に関しては 形式的チェック機能を実装し、記入漏れや数値の桁等に誤りがないか等をチェック、合計値等を自動計算する機能を実装する予定で ございます。これにより確認作業等の削減により自治体の業務負荷は削減されると見込んでおります。	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	機械判定結果	4-5-2	臨床調査個人票に修正が発生した場合の対応はどうなる予定でしょうか。	臨個票データの訂正については、自治体でも可能な仕様を想定しています（現状でも臨個票の出し直しまで求めず、指定医からの修正内容が示された書類等を元に自治体で修正されているケースもある認識のため）。自治体で修正する場合、見え消しにするかタイムスタンプを更新し反映するか等、 更新状況が分かるようにする想定です 。 対して、診断書出し直し（＝指定医DBデータの修正）する場合には、医師にて修正の上、臨個票を出力し、再交付する形になります（再交付された臨個票から自治体がアクセスキーで呼び出します）。	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	機械判定結果	4-5-3	臨床調査個人票の機械判定は、どのくらいの期間で結果がでるのでしょうか。登録した指定医は、登録後、機械判定の結果を確認することは出来るのでしょうか。	機械判定は即時確認できる仕様を想定しています。また、即時のため指定医の先生におかれましても確認ができる想定です。	2020/12/25
自治体	機械判定結果	4-5-4	機械判定の結果、「認定」となったものについては、自治体として「認定」の決定をしても差し支えないのでしょうか。	機械判定のロジックについては、臨床調査個人票の主に診断のカテゴリーとその根拠となるチェックボックス項目のみを参照して判定する訳ではなく、重症度に係る項目、診断基準に係る項目、その他の項目として分類分けし、それぞれの関係性をロジックに入れ込むことで、通知に基づいた一次判定ができるように設計していく予定でございます。 しかしながら、当該一次判定は参考情報となりますので、それをもって直ちに認定決定とすかどうかは自治体及び審査会のご判断になるものと考えております。	2020/12/25
自治体	機械判定結果	4-5-5	難病等DBでの機械判定結果は、一覧表として帳票出力やCSVデータとしてデータ出力が可能となりますか。	結果の出力機能は想定してございます。 一括出力機能についても想定してございます。	2020/12/25
自治体	機械判定結果	4-5-6	指定医DBでは、国の基準を満たさない臨床調査個人票・意見書も医師は引き続き作成・出力可能であるという認識でありますが、よろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	2020/12/25
自治体	機械判定結果	4-5-7	臨個票データの呼び出し・機械判定結果の確認は必ず経なければならない作業でしょうか。	指定医からのオンライン登録のケースにおいては、当該呼び出しを行わなければ、 各臨個票に対する担当自治体が決まりませんので、必須 となります。ただし、機械判定結果については参考情報となりますので、確認は必須とはいえません。	2021/1/19(2021/6/14更新)

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合せ内容	回答内容	記載日
自治体	機械判定結果	4-5-8	機械判定結果の精度はどの程度か。機械判定で認定となったケースについては、都道府県での審査を省略できるものか。仮に省略できるとなると、不承認になりそうなケースのみの審査となり審査件数が大幅に減ることとなる。本県の審査方法の再検討が必要となるので、情報提供いただきたい。	機械判定のロジックはほとんどの疾患に対して組めると想定していますが、機械判定の結果、正確に認定・不認定の自動判定が行えるかどうかは、医師による入力率と入力精度（誤入力がないこと、入力すべき箇所に入力されていること等）に依存します。 ※形式的チェック機能により一定程度の誤入力防止と入力有無チェックは行いますが、医師にとっての入力しやすさを考え、特殊なケースの入力を許可するためには、強固なチェック条件を付けることは難しいと考えております。 現時点でそれがどの程度となるかをお伝えするのは難しいですが、新システムの導入により、運用開始後一定期間を経て、「不承認になりそうなケース」や「審査が機械的な判断のみでは難しいケース」のみが自治体様の審査の対象となることを目指すものです。	2021/1/19
自治体	機械判定結果	4-5-9	自動判定結果で「不認定相当」と出た申請案件について、審査会による個別審査の結果、臨床調査個人票の内容を総合的に勘案して認定となった場合、自治体が審査結果をDBに登録する際に特別な処理が必要になるでしょうか（システムの一次判定結果に反する内容を結果登録することになるため）。	特別な処理は必要ありません。自治体様での審査結果を登録して頂く想定です。 自動判定結果は参考情報という扱いになります。	2021/2/5
自治体	被保険者番号	4-6-1	被保険者番号は記号・番号のことをいい、2桁の個人単位の番号（枝番）も出力するのでしょうか。 また、枝番出力が必要な場合、保険者から枝番記載の保険証の再交付が義務化されていないため、申請者本人は枝番を把握していないことが考えられますが、この場合、自治体はどのように枝番情報を入手したらよいでしょうか。	ご認識のとおりです。新たに振られます枝番についても対象になります。 また、被保険者番号の枝番は今後他の公的DBとのデータ連結に用いられるための記号として必要になります。 被保険者番号の取得の方法についてはマイナンバー連携で対応可能か、ないし保険者照会で確認するか、現在検討中の状況で検討課題が多い状況でございます。	2020/12/25
自治体	被保険者番号	4-6-2	「被保険者証枝番」は何に利用するのでしょうか。 また、受給者の離婚、転居、転職、世帯主変更等に伴い変更になった場合の運用について教えてください。	被保険者番号の枝番は今後他の公的DBとのデータ連結に用いられるための記号として必要になります。被保険者番号の運用については、臨個票意見書に欄を追加する形で検討しております。自治体への申請後に被保険者番号が変更となる場合も想定されますが、基本的に枝番（個人単位化被保番）が入っていれば被保険者番号履歴から同一人物を追うことができるようになります。 被保険者番号は、今後他の公的DBとのデータ連結や、DBの研究利用で求められるキーとなりますので、変更になる場合にはDBも変更することが望ましいですが、上記理由より必ずしも変更が必要にならないケースもあり、詳細な運用についてはまだ検討中となります。	2020/12/25
自治体	被保険者番号	4-6-3	認定審査結果情報ファイル（CSV形式）の項目例として記載されている以下の項目のうち、被保険者番号や所得区分は現在は情報提供していない項目になりますが、今後は提供が必要となる想定でしょうか。そうであれば、現行の研究同意文も改正される予定でしょうか。 ・被保険者番号（保険者番号:被保険者証記号:被保険者証番号:被保険者証枝番） ・受給者番号 ・アクセスキー ・認定結果 ・研究利用の同意有無 ・所得区分等	ご理解の通りです。被保険者番号および所得区分については、今後は自治体様から提供をいただく想定です。特に、被保険者番号については今後の公的DBの連結解析における研究に必要となって参りますので、現行の研究同意文についても変更する予定でございます。 今後提供が必要となる項目として、軽症者登録情報が追加となる予定です。 軽症者登録に関しては、現在具体的検討が行われておりますが、それに伴い研究同意文も改正する可能性があります。軽症者登録自体に関しては、「厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催）」における検討をご確認ください。	2021/1/21(2021/6/14追記)
自治体	テスト	4-7-1	改修スケジュール（案）に関して代表自治体については接続テスト及び連携テストが明記されているが、その他の自治体に関してはスケジュール上明記されていない。代表自治体以外のテストについてはどのように考えているか。 また、スケジュール上テスト時期が令和4年度にも関わっており、その場合令和4年度にも補助金が出る可能性等はあるのか。	接続テスト（疎通確認を想定）及び連携テスト（難病小慢DB受入テストにご参加頂くことを想定）については全自治体ではなく代表自治体のみを考えています。どの自治体にご対応頂くかは、テストの目的を踏まえ、各自治体に希望を伺うかどうか含めて、難病小慢DB開発事業者決定後に検討・決定する予定です。 補助金については自治体における支給認定事務システムの改修に係る費用を想定しており、基本的にはR3年度予算にて改修を行っていただくため、R4年度の予算要求は想定していません。	2020/12/25

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合せ内容	回答内容	記載日
自治体	テスト	4-7-2	令和3～4年度に予定されている「指定医の接続試験」はどのような流れで実施されるのでしょうか。対象医師の選定や試験実施に際して、自治体側に特段の対応が必要になるのかを確認させてください。	接続試験（疎通確認を想定）は全指定医ではなく代表医療機関のみを想定しています。どの医療機関にご対応頂くかは、テストの目的を踏まえ、難病小慢DB開発事業者決定後に検討・決定する予定です。現時点では、自治体様側での対応は発生しない想定となります。	2021/2/5
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-1	意見書のPDFデータをアップロードする際に、アクセスキー情報のような個人を特定するための情報は特段必要ないのか。	アクセスキー情報のような個人を特定するための情報は不要です。スキャン頂いたPDFデータを、所定のファイル名にしてアップロード頂く予定です。（ファイル名規則等の詳細は設計工程にて決定します）	2020/12/25
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-2	同意の有無は、申請時には確認せずに、全て画像をアップロードでよろしいのでしょうか。同意の撤回も自治体をとおさずに直接ということでしょうか。	自治体にて同意の有無を確認いただき、同意を得られた場合は臨個票・意見書のスキャンを行い、臨個票意見書のPDFをアップロードしていただく予定です。同意の撤回については、現状と同じく自治体を通さず、直接患者が国へ撤回の連絡をすることとなります。	2020/12/25
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-3	端末を所持していない等の理由で指定医がDBにデータを登録することができない場合は、紙面の臨個票・意見書のみで受理すればよいのでしょうか。もしくは、患者が難病小慢DBを利用した登録を拒否した場合は、新システムを利用せず現行通り、紙での臨個票・意見書の提出を行うことになるのでしょうか。仮に紙面のみで受け付ける場合、研究利用のため、臨個票・意見書の写しを厚生労働省に送付する必要はあるのでしょうか。	指定医が新システムを利用していない場合および患者がDB登録を拒否される場合には、従来通りの対応をしていただく予定です。 但し、従来は認定事務完了後に、臨個票・意見書の写しを厚生労働省に送付頂いておりましたが、新システム稼働後は臨個票・意見書をスキャンし、そのPDFを新システムの画面よりアップロード頂く運用となります。	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-4	スキャンした画像データのファイルサーバへのアップロードは、オンライン運用が開始されると同時に当該運用となるのでしょうか。	オンライン運用が開始されると同時に運用を切り替える予定です。	2021/1/19
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-5	多くの指定医の先生方がオンライン化に対応いただけなかった場合、自治体における臨個票のスキャン・データアップロード作業の負担が大幅に増加することが予想されるため、貴省から関係機関・指定医等にオンライン対応化について強く働きかけていただきたい。	自治体における臨個票のスキャン・データアップロードの作業量については、現行の臨個票のスキャンと・梱包・郵送の作業と比較して簡便になるものと想定いたします。もちろん、関係機関・指定医等にオンライン対応化に向けて働きかけて参ります。	2021/1/19
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-6	臨個票・意見書のデータをアップロードした後、外注先においてテキストデータに変換し、新システムに取り込む」とあるが、取り込みまでどの程度の時間が必要となることを想定しているか。また、自治体がシステムへの取り込みが完了したか否かを確認できる仕組みはありますか。	恐れ入りますが、取り込みまでの所要時間は分かりかねる状況です。自治体からシステムへの取り込みが完了したか否かの確認は、システム機能としては想定しておりません。従来通りの臨個票・意見書は、現行と同様、自治体にて審査後に審査結果等を記載いただき、（研究同意のあるものについて）臨個票・意見書をスキャン・データアップロードを行って頂きます。その後、外注先がテキストデータ変換・システム取り込みを行いますので、自治体におけるDBへの審査結果等の登録は不要の想定です。	2021/1/19(2021/6/14更新)
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-7	臨個票のデータアップロードについて、アップロードのデータ量の制限はあるか。オンライン化が普及するまでの移行期は、紙、PDF併用としていただきたい。	アップロードのデータ量の制限は仕様上設けることとなりますが、実情に応じて、必要領域は可能な限り柔軟に対応させる予定です。また、臨個票の写しについては基盤研での紙媒体での保管コストとセキュリティの観点より、PDFでの提出とさせていただきます。	2021/1/19
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-8	従来通りの臨個票・意見書は自治体がスキャン・データアップロードを行った後、外注先がテキストデータ変換・システム取り込みを行うとされているが、取り込み時に発行されるアクセスキーは、送付いただけるのか。仮に、アクセスキーの送付がない場合、DBへの審査結果等の登録は不要という認識でよいか。	従来通りの臨個票・意見書は、現行と同様、審査後に審査結果等を記載いただいた自治体にて研究同意のあるものについて、スキャン・データアップロードを行った後、外注先がテキストデータ変換・システム取り込みを行いますので、自治体におけるDBへの審査結果等の登録は不要の想定です。	2021/1/19
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-9	オンライン化される指定医の数（割合）は、どれくらいを見込んでいるか。	新システム稼働初年度の指定医の利用率として約33%、稼働3年目には約43%の利用率を目標としております。稼働後の利用状況をモニタリングし状況に応じて関係機関・指定医等にオンライン対応化に向けて働きかけて参ります。	2021/1/19
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-10	従来通り臨個票・意見書を指定医が作成し、持参した場合、臨個票・意見書等のデータをアップロードをすることになっていますが、それはブラウザで対応可能でしょうか。	ブラウザより、臨個票・意見書のスキャンPDFデータをアップロードできます。	2021/2/1

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合内容	回答内容	記載日
自治体	紙の臨個票・意見書	4-8-10	次期DBの利用は必須か。必須となる場合、いつまでに対応しなければならない等の期限はあるのか。また、次期DBを利用せず、現行どおり紙での提出という方法を選択した場合、申請上の不都合や影響等はあるか。	自治体様での利用は必須となります。R5年1月に1次開発分の稼働を予定しておりますので最遅R4年12月までには対応が必要となります（認定事務システムの改修はR4年3月までを予定しています）。現行どおり紙での提出において、医療費助成申請上の不都合や影響はございません。	2021/2/5
自治体	所得区分	4-9-1	「所得区分」とは、自治体が自己負担上限額を認定するための区分のことでしょうか。もしくは、保険者が運用する高額療養費制度における区分のことでしょうか。	自治体が自己負担上限額を認定するための区分を想定しています。	2021/1/19
自治体	所得区分	4-9-2	変更申請等により、所得区分が変更されるたびに再度の登録が必要となるのでしょうか。	所得区分の登録については毎年申請の際のデータ登録のみにて想定いたします。	2021/1/19
自治体	資格喪失	4-10-1	受給者の死亡や県外への転入により、受給資格が喪失された場合はDB上登録等の作業が必要となるのでしょうか。	県外の転入時には、DB上での 変更 等の作業が必要となります。受給者の死亡については、 DB上での作業は不要とする予定です。	2021/1/19(2021/6/14更新)
自治体	同意取得	4-11-1	オンライン化により自治体で新たに発生する事務として研究利用の同意の有無の登録があるが、指定医が臨個票を登録する際にあわせて登録する方が合理的でないか。	ご指摘の点は難病・小慢の審議会でも議論となり、その結果現時点では自治体様にて取得・登録いただく想定でございます。 背景には以下のような課題がございます。 ●データ登録の仕組みの紹介など、指定医の負担や責任が大きい。 ●指定医（又は指定医の医療機関）において、登録依頼等の受付の事務負担が発生する。 ●公的機関ではない指定医が行政に対する登録依頼等の受付を行うこととなり、責任や役割に関する整理が困難。	2021/1/19
自治体	同意取得	4-11-2	臨個票・意見書のデータは、研究利用の同意の有無に関わらず、指定医が新システムに登録した時点で難病小慢DBに登録されることになるとは思いますが、難病小慢DBに登録することと研究利用することはそれぞれ独立しているという理解でよろしいでしょうか。 現状は、患者からの申請時に研究利用の同意の有無を確認し、同意がある場合のみ臨個票・意見書を情報提供していますが、オンライン化の後、どのタイミングで誰がどのような同意を取るべきがご教示ください。	ご理解の通り、DB登録の同意と研究利用の同意はそれぞれ独立しております。 同意については、オンラインシステムを利用することについての同意と研究利用の同意が想定されます。 前者は指定医が、後者は自治体が患者から取得することになります。	2021/1/21(2021/6/14更新)
自治体	その他	4-20-1	指定医が臨個票を入力するのはどのようなシステムとなるのか。	指定医がオンライン上でWebサーバにアクセスいただき、診断情報を入力する、という形（WEB登録システム）を想定しています。	2020/12/25
自治体	その他	4-20-2	今後自治体宛説明会を開催する予定はありますか。	開催予定でございますが、コロナの状況を踏まえ、集合研修でやるか、映像形式で行うかは検討中です。	2020/12/25
自治体	その他	4-20-3	登録者証とは何を指しており、いつから交付するのでしょうか。	登録者証（仮称）は、今までデータ登録がされることがなかった軽症者のデータ登録証とする想定です。この点については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会での議論の結果によって決定されるものとなります。そのため、発行主体や時期についても明確な回答は現時点では申し上げられません。	2020/12/25
自治体	その他	4-20-4	登録者証交付のためにもシステム改修が必要かと思いますが、この改修も今回の改修費用に含まれますか。	登録者証（仮称）交付の運用開始時期に併せ、受給者証発行にかかるシステム改修を行っていただく必要がございます。 新システムでの軽症者登録機能自体は1次開発から利用可能となる予定でございます。 認定結果と同様に認定事務システムからデータを一括で次期DBへ登録する場合は認定事務システムの改修も必要であると考えます。	2020/12/25(2021/2/5追記、2021/6/14更新)

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合内容	回答内容	記載日
自治体	その他	4-20-5	具体的に自治体・指定医・患者にどのようなメリットが生じるのか教えてください。	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式的チェック機能による記載不備確認の軽減 ・一次判定機能による審査負担の軽減 ・臨個票の写しの郵送事務の削減 <p>【指定医】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回踏襲機能やロジックチェックによりミスのない診断書の作成が可能となり、照会等が減少する <p>【患者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力チェック機能による指定医における診断書の作成期間の短縮や、自治体における各種確認に要する作業期間の短縮などから申請者へより迅速に受給者証を発行することができることで患者の審査待ちの負担を軽減できる ・指定医からのオンライン登録という土台ができたのち、患者様からのオンライン申請の導入などより患者様の負担を軽減することができる施策へ展開していくことができる ・より多くの患者様の診断書データがよりオンタイムでDBに登録されること、加えてほかの公的DBと連結解析できるようなDBとすることで、研究者が活用できるデータがより早いタイミングで提供できること、もって患者様へ還元できる治療法の開発などに質する、ということが想定されます。 	2020/12/25(2021/6/14更新)
自治体	その他	4-20-6	「指定医への周知」は貴省から指定医に対し何かしらの通知をするということでしょうか。	自治体様から自身の地域の指定医の先生へご連絡をいただき周知にご協力をいただく想定であると同時に、医師会に対して、厚生労働省から事務連絡にてご連絡をして参ります。なお、合同委員会の委員として日本医師会の先生もご出席いただいております。医療機関内部の調整においては、指定医の先生からシステム部門へ展開いただくことを想定しております。	2021/1/19
自治体	その他	4-20-7	一次設計・開発と二次設計・開発とあるが、二次はどのような内容か。二次開発後にさらに都道府県はシステム改修する必要がありますか。	<p>二次開発は他公的DBとの連結機能、（研究者等への提供のための）データ抽出機能の開発などを想定したものであり、二次開発時にさらに認定事務システムを改修する必要はない認識です。</p> <p>ただ、次期DBに合わせたシステム改修ではなく、登録証（仮称）交付にかかるシステム改修として、自治体の受給者証発行にかかるシステム改修も今後別途発生する可能性がある認識でございます。</p> <p>現時点では審議会での議論が行われている状況のため、仕様や運用開始時期など詳細は未定となります。</p>	2021/1/19(2021/6/14更新)
自治体	その他	4-20-8	「データ登録を行う指定医及び審査を行う自治体と調整を行う。」とは具体的にどのようなことを調整するのか、貴省が直接指定医と調整いただけるということか。また、都道府県が当DBに関する意見を申し上げる機会を設けていただけるのか。	当省より自治体様及び医療機関（指定医様等）へ周知し適宜照会頂く対応を指して、「調整」という記載をさせて頂いております。医療機関への周知に関しても、自治体様経由でご連絡させて頂いております。新DBへのご意見につきましては、従前通り適宜いただければと考えております。	2021/1/19
自治体	その他	4-20-9	本システムから臨個票・意見書を取得する際に、何らかのソフトウェアが必要になりますか。	ブラウザより本システム（臨個票・意見書の取得含む）を利用できます。新たにソフトウェアのインストール等して頂く必要はない予定です。	2021/2/1
自治体	その他	4-20-10	DB上で指定医に対して内容照会できる機能は搭載されないのでしょうか（現在は郵送により作成医とやりとりしており、オンライン上で照会することで、審査の迅速化が期待できるため）。	DB上で指定医に対して内容照会できる機能の搭載予定はございません。	2021/2/5

ご参考 FAQ

大項目	小項目	項番	問合せ内容	回答内容	記載日
自治体	その他	4-20-11	本件に係る指定医や医療機関からの問合せ対応を円滑に行うため、自治体あてに提供いただいた資料及びQ&Aを貴省ホームページに公開いただけないでしょうか。貴省ホームページでの公開が難しい場合は、各自治体のホームページで公開してもさし支えないでしょうか。	本省ホームページでの掲載は考えておりませんが、必要に応じて、自治体のホームページに公開頂いても構いません。ただ、自治体様向けの資料は公開せず、医療機関様向けの資料の公開をお願いします。 自治体様への情報提供は、自治体と国との共有ポータルでご連絡をしていきます。	2021/2/5
自治体	その他	4-20-12	院内システムからCSVファイルを出力後、インターネット端末からアップロードせず、CD-R等の媒体に保存して自治体に提出するという方法は可能か。	医療機関からデータ格納媒体を自治体に送付し、自治体においてDB登録する機能は想定しておりません。医療機関側でDB利用環境を用意できない場合は、従前通りの紙による運用となります。	2021/2/5

※項番1-3は医療機関様向けFAQ、項番4以降は自治体様向けFAQとなります。